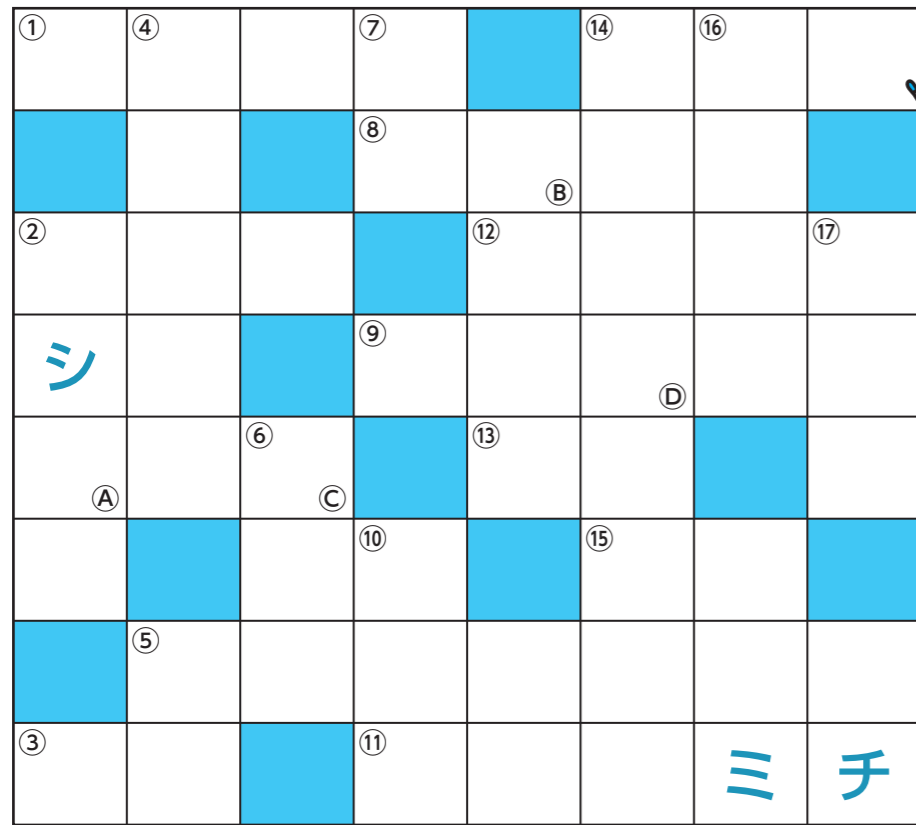
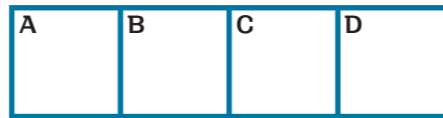


消費生活クロスワードパズル

今号の記事の中にヒントが隠れています！パズルを解いて、消費者被害を防ぎましょう！



ヒント：契約を解除すること



<解答は最後のページに>

ヨコのカギ

- ①「商品を契約させたい」という「〇〇〇〇」を隠して近づく悪質業者。
- ②英語で区域のこと。
- ③春夏秋冬のこと。
- ④めでたい日と月のこと。嘉辰令月の読み方。
- ⑧清少納言の「枕草子」が有名。エッセイのこと。
- ⑨飛脚の別名。
- ⑪通学路は学校までの「〇〇〇ミチ」。
- ⑫ご飯を茶碗によそうときに使う。
- ⑬〇〇哀楽。
- ⑭秋の七草の一つ。「〇〇〇エシ」。
- ⑮ラーメン等でトッピングを増やしてもらうこと。「ニンニク〇〇マシ」。

タテのカギ

- ②人や社会、環境などに配慮した物やサービスを選んで消費すること。「〇ン〇〇消費」。
- ④訪問販売など特定の取引形態について、一定期間内であれば無条件で解約できる「〇〇〇〇〇・オフ」制度。
- ⑥賃貸住宅の原状回復費用について、「〇〇〇側」に十分な説明を求めましょう。
- ⑦賃貸住宅の入居時に気になる「〇〇」や汚れがあれば、写真を残しておきましょう。
- ⑩衣服の上から羽織って着る外衣。
- ⑭頼みごとをかなえてもらうために、同じ所へ幾度も通うこと。
- ⑯賃貸住宅の原状回復費用について、高額であると感じたときには、複数の業者から「〇〇〇〇」を提示してもらうように家主側へ要求しましょう。
- ⑰ロバート・ルイス・ステューヴンソンの小説。「〇〇〇とハイド」。

賃貸住宅の入退去時に確認しましょう！

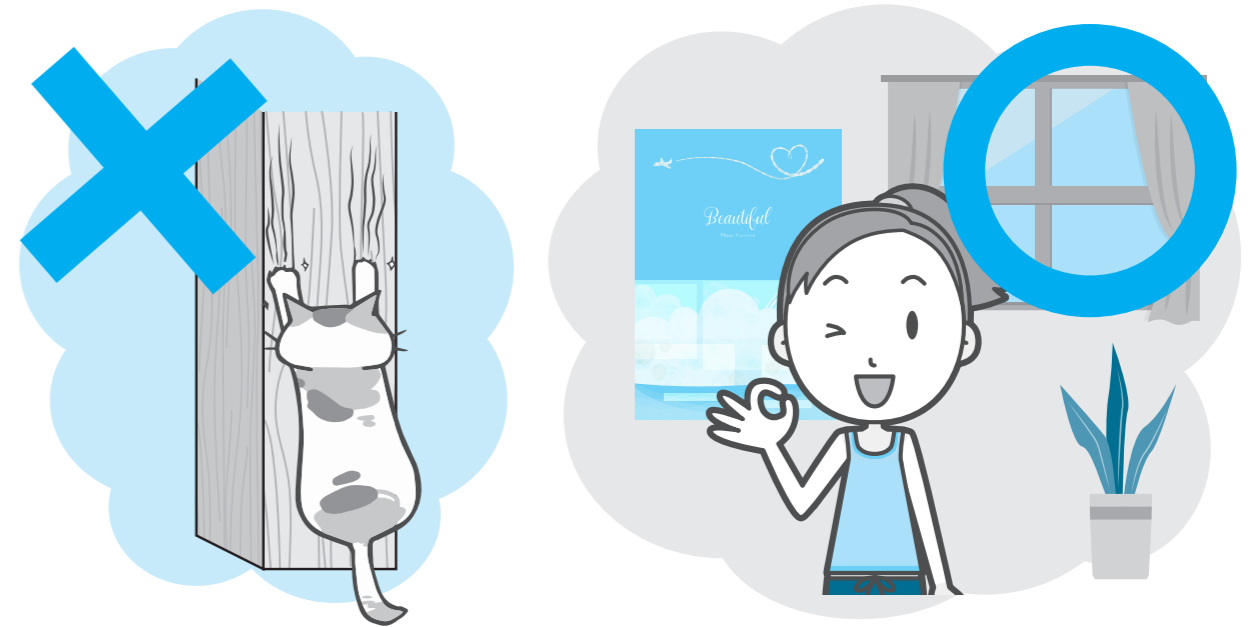
退去の際に、原状回復費用をめぐるトラブルが多く生じています。借主が不注意で付けてしまった傷や汚れ等の原状回復にかかる費用は借主負担になりますが、経年劣化や通常の使用による損耗については負担義務がないことが法律にも明記されています。

国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に目を通しておくと、原状回復費用負担の話し合いが必要になったときに役立ちます。

以下の表では代表的な例を紹介しています。

	家主負担	借主負担
ペットの飼育に伴う壁や柱、床の傷		○(※)
ポスター、カレンダー等を壁に貼り付けた際の画鋲や留めピンの穴跡	○	
部屋のクリーニング（借主が日常の清掃を怠っていない場合）	○	
鍵の交換（借主による鍵の紛失、破損等がない場合）	○	

※ペット不可の特約があるときや、ペットを飼うことで賃貸住宅に通常損耗を超えるような損害を与えたときは、多くの場合、借主が修繕費用を負担すべきことになると考えられます。



入居時に気になる傷や汚れがあれば、自分が付けたものでないことを証明するために、日付を入れた写真で残しておきましょう。

退去時には、できる限り家主、管理会社、仲介業者等の立ち会いの下で部屋の現状を確認しましょう。

家主側から原状回復費用の総額だけを言われたときは、内訳について十分な説明を求めることも大切です。

費用が高額であると感じたときには、複数の業者から見積りを提示してもらうように家主側へ要求しましょう。

家主側との話し合いによる解決が難しい場合は、民事調停や少額訴訟といった方法もあります。